

第2回行財政システムに関する小委員会会議録

日 時 平成17年6月29日(水) 午前10時34分～午後12時07分

会 場 八幡町中央公民館 第1研修室

出席者

・委員長

佐藤 忠智

・委員

佐藤 弘 長谷川 裕 齊藤 康広 阿部 清幸 安藤 順子

山中 俊 小林 隆逸 小松 隆二 齋藤 緑

・説明員

総合調整部会長 松本 恭博 酒田市総務課長 鈴木 信一

八幡町総務課長 三柏 憲生 松山町総務企画課長 平向 與志雄

平田町総務課長 佐藤 富雄

・幹事

松本 恭博 三柏 憲生 平向 與志雄 齋藤 啓一

・事務局職員

大滝 太一 永田 斉 後藤 重明 遠藤 裕一 齋藤 徹

長尾 和浩 鈴木 啓介 高橋 利広 松永 隆 佐藤 徹

議事日程

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告

地域協議会設置条例案について

事務組織及び機構の取扱いについて(中間報告)

(2) その他

4 閉会

開会 午前10時34分

事務局長（大滝太一） お待たせいたしました。

それでは、午前中からお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

第2回行財政システムに関する小委員会をたゞいまから開催させていただきます。

初めに、私の方から、委員の交代がありましたので、ご紹介申し上げます。

松山町の山中俊委員でございます。よろしく願いいたします。

委員（山中 俊） 山中です。小野委員にかわりまして本席を汚すことになりました。今後ともよろしくご指導方お願いいたしたいと思います。

事務局長（大滝太一） 本日はごらんのとおり全委員出席でございます。定足数を満たしておりますので、早速始めさせていただきますと思います。

小委員会規程の第4条第3項によりまして、委員長が議長となることになっております。

なお、議事に入る前に、前任の小野實委員が副委員長でございました関係上、副委員長互選からお入りいただきしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

委員長あいさつ

委員長（佐藤忠智） おはようございます。

お久しぶりと言った方がいいのか、委員の皆様にはご出席まことにありがとうございます。

久方ぶりの雨で、野山も一息ついた感がございます。6月もあと1日で、ことしも半分が過ぎてしまいます。11月1日まで残り4か月間と迫ってまいっております。

今小委員会も5月下旬には、または6月初めには委員会の開催をとということで、事務局といろいろ打ち合わせを行ってまいりましたけれども、なかなか日程の調整がつかず、本日午後3時からの第4回北庄内合併協議会の前に行うことになった次第であります。きょうは終日会議となり、大変皆さんにご苦勞をかけることになるわけであります。

さて、本日は、地域協議会設置条例案についてと新市の事務組織及び機構についての2件の報告を受けて、質疑応答、意見交換を行います。特に地域協議会が設置され、総合支所方式となる3町には大変重要な課題でもございます。委員の皆様活発な議論を期待申し上げ、あいさついたします。

副委員長互選

委員長（佐藤忠智） それでは、事務局から今、提案がございました副委員長選任の件ですが、いかがいたしましょうか。

〔「委員長が推薦したらいかがですか」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） 委員長推薦ということですか。よろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） そうしましたら、松山の山中委員の方から副委員長をお願いするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） では、山中委員、そのようにひとつお願いしたいと思います。

地域協議会設置条例案について

委員長（佐藤忠智） そのように決定いたしましたので、それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、議事の について、事務局より説明を願います。

事務局長（大滝太一） それでは、事務局の方からご説明申し上げます。

なお、本日は関係の部会長、分科会長、それぞれそろっておりますので、よろしくお願いたします。

議事の 地域協議会設置条例案でございます。

11月30日に第1回小委員会を開催し、その際、地域協議会の骨子ということで、主要な部分については審議の上、承認いただいているということでございます。さらに、それに基づきまして、事務当局でその具体論を議論してまいりました。その結果については、この委員会に報告するというようになっておりましたので、本日この条例案と規則の案でございますが、提出、説明させていただいて、報告にさせていただきたいと思います。

初めに申し上げますと、これまでの経過もありまして、この条例案、全国的に見ますと、いささか特殊な形というふうに言ってよろしいかと思えます。おおむね2つほどありますけれども、一つは、法律にのっとりながらも、法律そのものに基づいた条例というようなことではないというようなことでもあります。その部分については、条例の前文として書いております。地

方自治法の202条の4から8まで、それから合併特例法の5条の4にのっとって設置するということを宣言しております。その宣言文について、あえて前文ということで制定しております。これについては、これまでいろいろな議論があったわけですが、なぜこういう条例をつくったかというような出自と申しますか、この条例の寄って立つ根拠となっているところの説明になっているかと思えます。

以下、条文ごとにご説明申し上げます。

まず、第1条は目的でございます。地域住民の意見の行政への反映、地域住民と行政との連携と協働、コミュニティ組織の育成、強化というようなことでございます。コミュニティ組織の育成、強化を図るためということで最後までとめておりますので、一定程度こういった目的が達成されれば、その存在する意義があったというような理解になるかと思えます。

それから、第2条、設置のところでありますけれども、これはごらんのとおり、それぞれ八幡地域協議会、松山地域協議会、平田地域協議会ということでございます。

それから、所掌の事務については、これはおおむね法律の方に準じているわけですが、第1項の1号については、新市建設計画の変更ということであって、特例法の方に準じた規定でございます。新市建設計画を変更する場合は、この協議会の意見を聞かなければならないというようなこととなります。

それから、2項については、設置区域ということに限ってでありますけれども、結果としては、自由に市長や市の機関に意見を述べるができるという旨の規定でございます。代表的な事項ということで、地域内振興、地域づくり予算、地域内コミュニティ組織の育成、強化ということについて、意見を述べるというような役割を課しております。その他必要と認めることということもありますので、結果としては、設置区域内のことであれば、基本的には自由に審議して意見を述べていくことができるというような仕組みにしております。

それから、3項については、それらの意見に対して市長は適切な措置を講じなければならぬと。必要があると認めるときということですが、この部分は、地方自治法の方に準じたような規定になっております。

それから、第4条が委員の構成、人数等でありますけれども、まず人数等については、全体で15人ということで3町足並みをそろえましょうということになっております。内訳については、細かく規定するか、大ざっぱに規定するかというような議論もあつたわけですが、大枠で公共的団体から推薦のあつた者、それから識見を有する者、それから公募の方ということで、3つぐらいに分けております。基本的には、住所要件を課さないということで考

えておりますが、公募の方だけ住所を有してもらおうというようなことであります。公募の方の人数については、市長の裁量かと思いますが、規則の方で一応3人というようなことで考えております。

それから、委員の任期は2年ということで、これは骨子のとおりでございます。

それから、4項は委員の報酬でございますけれども、特別職というようなことで、年額2万円ということで規則の方で規定したいと思っております。もちろん費用弁償といいますが、足代はまた別ということになるかと思えます。

それから、第5条は、会長と副会長の規定であります。これは通常の組織の会長と副会長の役割というようなことでございます。

それから、第6条については、会議の持ち方です。これも通常の会議の持ち方を踏襲しております。会議の成立要件ということでは過半数、それから採決も出席委員の過半数ということで規定しております。会議は原則公開ということ。必要に応じて関係者を出席させることができるというような規定もございます。

それから、第7条については、協議会の庶務、事務ですけれども、設置区域の伏せ字になっておりますけれども、ここは3町にとって事務所の名前がまだ正式に決まっていないからということですが、おおむね総合支所ということで決まろうかと思えますので、設置区域の総合支所において処理するというふうに読んでいただいて結構かと思えます。

第8条は、市長への委任事項になります。

それから、附則の1項、1番目ですけれども、平成17年11月1日、つまり合併の日から施行するということにいたしました。これが一つまた大きい特色になるかと思えますが、法律にのっとって設置する組織ということもあります。あと、これまで大変いろいろな議論を積み重ねてきた、十分周知されているというようなこともあります。それから、実際に設置することになります3町の方から、合併時から組織があった方がいいというような意見が大勢でございました。そういうこともありまして、合併時の11月1日から組織としては設立されるべきだというような結論に至りました。したがって、形として、新市の職務執行者が専決処分をして、合併時から組織を立ち上げるというような姿にしたいというふうに思っております。

それから、2項は、経過措置でありますけれども、11月1日という年度途中から始まりますので、4条2項の委員の任期は2年でありますけれども、そこの均衡をとる意味で、最初の委員については平成19年3月31日までというような経過措置を置かせていただいております。

以上、条例案でございます。この条例案については、午後の協議会の方に提案させていた

だきたいと思います。

それから、小委員会の方には規則もつけておりますけれども、これについては、この場で説明してどうこうというようなことでもないのですが、参考までつけております。基本的には自由に集まっていたいて議論していただくということで、余り会議規則でがんじがらめに縛るようなことはするべきではないのではないかと考えております。簡単なものであります。

招集は5日前までに議題を付して文書で行いましょうというようなこと、第5条で会議録は要約でもいいからつけましょうということぐらいでありまして、そのほか細かい規則といいますが、縛りというものは考えていなかったということでありまして。

あと、公募の委員については3名ということで、第2条の方に規定しておりますが、公募の都度、市長が公募要領なんかを定めて、公募していったらどうかというふうに考えております。

以上のようなことであります。

あと、もう一つ、発足までに詰めようかと考えておりますのは、第4条の1項1号で公共的団体から推薦のあった者ということで整理しておりますけれども、こちら辺いろいろな公共団体もありますので、どの範囲でどういった団体から来てもらおうかということについて、これは申し合わせ程度のことになるかと思いますが、その部分について、今後助役会議等で発足までには詰めていきたいというふうに考えております。

以上、地域協議会の報告ということでございます。ひとつよろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

委員長（佐藤忠智） 以上の報告に対して、皆様方から質問ございませんでしょうか。

佐藤委員。

委員（佐藤 弘） 第4条の15人以内ということで、公募が3名と規則で決定されてはいますが、公募だけで、公共的団体からとか、見識を有する者の人数には制限をしないということなんですね。15人以内ですから、その辺の割り振りは一定のものは考えないで、公募だけが3名という規定。それで、公共的団体というのはどういうふうな団体が大体は読めるんですけども、見識を有する者ということ、人数的な一定の配慮というか、その辺は定めておかないと、その地域地域でどういう形で選ばれるかというものが出てくるのではないかと感じるんです。それで、何名以内という一定のものを規則の中でうたった方がいいのかなという感じがするんですけども、その辺について。

委員長（佐藤忠智） それについて、まず局長の方で答弁できますか。また、3町の担当課長

ベースでいろいろ地域の住民なり、または議会なりとお話ししているということもあろうかと思いますがけれども、全体的に局長からまず答弁してもらって、各町の担当の方から、うちの町はこういうことを考えているという意見をいただければいいかなと思います。

事務局長（大滝太一） 委員の構成については、4条1項で、市長が住民の多様な意見が行政に適切に反映されるようにということで、一つの団体とか、集団に固まらないように、多様な人材を入れるというような、そういう基本的な姿になっています。これは法律の方の自治法の言い方をそのままある程度持ってきたんですけれども、基本的には市長が任命するというような、市長の裁量の枠の中になっております。したがって、どんなところから選ばれるかというものは、大きいところは示すんですが、市長の裁量の範囲内だろうというのが一つ基本線であります。

そういう意味では公募についても、人数を示すかどうか、事務局の中で議論があったところなんですけれども、一定の手続に従って公募はしなければならないので、これは各町同じ人数でやっていった方がいいだろうということで3名ということにしました。3名という数字自体は、ほかの地域審議会や地域協議会で多いパターンの数字であります。3名自体にどうだという意味はないかと思えます。

あと、1号の公共的団体、2号の識見、それが残り12名ということになるわけですが、ここにそれぞれ何人という枠をはめた方がいいのかどうか、これは議論のあるところだと思います。ただ、識見を有する者といった場合、どういう人を識見を有するんだというのもちょっと定義上難しいので、ここは合わせて12人というような理解でいいのかなというふうに思っております。

あと、公共的団体について、それぞれいろいろな団体があるので、枠を定めた方がいいのではないかということですが、これは事務局内でもそういった意見もありますので、市長の裁量という基本線を外さない中で、定めた方がいいのか、あるいは申し合わせでいいのか、ちょっとまだそこまで詰めて議論しておりませんが、これは議論しなければならないことだと思います。また、この場でそういったようなご意見をいろいろお伺いできれば、そういったご意見を尊重しながら議論していきたいと思えます。

委員長（佐藤忠智） 新市の市長がという部分であります、1回目に関しましては、どうしても今の現存する町の方で提案していくという形になるかと思えます。皆さん方やはり情報交換の場であってもほしいと思えますので、松山町さんの方からどういう状況にあるのかご報告いただけませんか。

松山町総務企画課長（平向與志雄） 総枠15名で、規則で公募委員3名以内と。必ず3名埋まるかという不安もございます。1名だった場合、全体が13名で終わるんですかというのもありますから、その分が公共的団体の推薦の者に回るかもしれませんし、識見を有する者に回るかもしれません。ですから、余り個別に縛りをつけることはいかなものかという判断を持ったものですから、私たちはこの案でよろしいのではないかと事務的には考えています。ただ、議会等に関しては、この部分については、こんなに細かく説明は申し上げておりません。

それから、公共的団体のとらえ方ですけれども、一定のいわゆる統一は必要という判断はしていますけれども、それぞれ年代、町内の地域別、いろいろあるものですから、これも今の段階ですばりこれこれだという考え方については現在までは持っていない。これからの考え方にしてまいりたいという状況でございます。

委員長（佐藤忠智） そのような報告をもらうと、委員の皆さんも現状そういうことなんだなということでご理解いただけたと思います。ありがとうございました。

平田町。

平田町総務課長（佐藤富雄） 委員の選任につきましては、いろいろ区長会等々から要望は出されております。しかし、具体的に1号、2号委員について、その割り振りとか、そういうものは話題になっていないところでございます。今後、地域バランス、それから男女比率、年齢等々考慮しながら、これから具体的に協議に入っていくと、そういう段階でございます。

委員長（佐藤忠智） 八幡町。

八幡町総務課長（三柏憲生） ただいま松山町、平田町からそれぞれお話がございましたように、現在議会に対しても、具体的に案を示して意見をいただくとか、あるいはこちらの考え方を申し上げて協議を行うとか、そういった段階には至っておりません。

ただ、地域審議会にするか協議会にするかと。当初のときより、人数として15名程度というのが示されておりましたから、15名、それぞれの公共的団体の代表者、あるいは識見、その他公募も含めて、実際どういう人方が入っていくんだろうかというようなことを当てはめた経過はございます。それぞれ団体の代表者はいらっしゃいますが、それらの方々は識見を有する方でもありますし、当てはめていって、実際のところ15名埋めるというのはなかなか容易でないものがございました。

そんなこともありまして、さらに公募を加えたら、大体男女の数にも配慮して、あるいは地域のバランスというようなことも考慮して、それから産業別というようなこともありますし、満遍なく意見を集約できるのではないかというふうな考え方は実は持っております。しかし、

こうした考え方は内々のことでありまして、今後議会側とも相談いたしまして、町原案なるものをお示しできるように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（佐藤忠智） ただいま事務局長並びに3町の課長さん方から質問に対するご答弁をいただきましたけれども、ほかにこの件につきましてでも結構ですが、質問はございませんでしょうか。

佐藤委員。

委員（佐藤 弘） 地域地域によって違ってくると思うんです、実際は。最初にこういう公共的団体とかということで、各種団体から選任をしてもらおうと、それが2年の任期ですから、形になってしまうということが多分あると思うんです。委員を出した団体だということで、次もということになると思うんです。黙っていても識見とその中で人数が固まってしまうのかなという思いがするんです。

だから、今言ったように、最初の選び方によって、若干違ってくる。そういうことで、今回も人数は割り当てないということであれば、それで結構だと思うんですけれども、私も公募は3人だと思ったら、3名以内ですね。これも違ってくる可能性がある。これも15名以内ですから、それでいいんだと思うんですけれども、やはり数多い委員からいろいろな意見をいただくということで15名は選任するんだという意識を持ってやっていただかないと、15名というものの意味合いがなくなってしまうのではないかという気がいたしております。

最初の地域での選考について、現在の各町の首長なりが選考されて、新市の市長は後で任命権で任命されるという状況になると思うんです。最初のやはり委員の選び方が一定の形になって、それが慣例になっていくという状況にあるのかなという思いがするものですから、頭から一定の何人以内というものを定めていった方がいいかなという思いで質問しました。皆さんの説明で皆さんよければ私は異議はありません。

委員長（佐藤忠智） ほかに質問はございませんか。

佐藤委員のあれは質問とあわせて意見ということでしたので、質問がございましたら、引き続き何かご意見はございませんか。

小林委員。

委員（小林隆逸） この審議会は、ご案内のとおりでありまして、最も大きな酒田市が審議会を必要としないということで、組織体制をするという考え方は最初からなかったんだと思うんです。他の4町あるいは3町、強力にこの審議会を設置するよう要望して、ようやく実現にこ

ぎつけたという経過があると私は思っております。

今、佐藤委員からいろいろ言われたことも一理だと思います。最初の出発がその組織の将来の性格を決定するというようなことも当然あるというふうに思います。ただ、問題は、そう最初から酒田市の市長の、これは新市の方です。これは権限の中にあるわけですが、性格をきちっとつけるということが果たして妥当かという考え方が私はあります。

と申しますのは、平田町も松山町も八幡町もそれぞれ合併後40年という長い経過を踏まえた、ある意味ではそういった組織体制というものが機能しているはずであります。例えば総合審議会等々もあります。酒田市も私はあるんだと思っております。つまりはこの組織がある意味では当初限定的な期間を設定すべきと言われたような性格をも持っていたと思うのであります。これは10年になるか、あるいはそれより短くなるかは、今後の新市の動き方にかかわるわけですが、未来永劫という考え方は基本的にはないだろうと。

とすれば、旧町のそれぞれの考え方というのをある程度尊重するというシステムというものが私はよいのではないかと。新市の市長と申し上げても、実は今の時点でそれぞれの町の微に入り細に至るその経過の内容をよく掌握しているとは思えない。結果としては、旧町の選任の方法にゆだねられるというのが圧倒的であろうと私は思っております。そういう意味で余りこの委員決定の中で強く拘束しない、原則を尊重しながら拘束しないという形の方がいいのではないかと私は思っています。これは意見であります。

委員長（佐藤忠智） 今の第4条にかかわる意見でございますが、ほかにご意見いただければと思っておりますが、ご意見ございませんか。

齋藤委員。

委員（齋藤 緑） きょうは遅れましてすみません。

第4条のところで、ちょっとお尋ねしたいのは、（3）の公募については区域内の住所を有する者というふうに規定されていて、（1）（2）については、そういったことを言及していないわけでありまして。それで、例えば（1）で公共的団体から推薦があった者というのは、小林委員がおっしゃったように、もちろん地域地域に特徴があって、その地域地域から推薦されると思うのですが、例えば八幡町さんであれば、八幡町さんの今までの歴史を踏まえた委員の選出の仕方があると思うんですが、その中で例えば総合審議会だとかで識見を有する者といった場合に、例えば大学の先生とか、そういった方で、八幡町に住所はないけれども、識見を有する者で八幡町のことを考えてくださる方ということもあり得るし、公共的団体も広域的に組織しているものもあるのではないかと、そこら辺の1と2と3の

住所はそういう考え方でよろしいのかどうか。

委員長（佐藤忠智） 大滝局長。

事務局長（大滝太一） 今、齋藤委員おっしゃったとおりの考え方でよろしいと思います。公共的団体、それから識見を有する者、必ずしもそこに住所を有している方だけではないという理解に立っております。

委員長（佐藤忠智） ほかにご意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長（佐藤忠智） なければ、報告事項につきましては了承されたものとして取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（佐藤忠智） なお、いただきました意見については、正副会長にしっかりと伝えていただき、当然今後の地域協議会の運営に反映していただきたいと思います。

事務組織及び機構の取扱いについて（中間報告）

委員長（佐藤忠智） 次に、次第（１）の組織機構についてであります。

事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局長（大滝太一） 組織機構についてでございますけれども、大変申しわけないんですけども、事務局の準備が間に合わなくて、資料が本日の提出というようなことになってしまいました。資料の３ということで机の上に上がっていると思います。本日もきちんと報告すべく調整を重ねてまいりましたけれども、最終の姿をお見せできる段階に至っておりません。そのため中間報告ということにさせていただいております。事務当局の力不足でございます。おわび申し上げたいと思います。

そのため本日は原案といいますが、この組織機構の原案提出を酒田市の方をお願いしていたという関係もありまして、その段階の酒田市の考え方について報告させていただくということにとどめさせていただきたいと思います。最終的な委員会に対する報告というものは、また後日にしなければならぬというふうに考えております。

そういうことで、本日の説明は酒田市の総務課長の方から説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長（佐藤忠智） 酒田市総務課長。

酒田市総務課長（鈴木信一） お手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。

ただいま事務局長からございましたように、現時点での原案、たたき台ということで受けとめいただきたいと思います。

この表は、左側に番号が振ってありますけれども、小さい項目で8項目ございます。上の方に平成20年度までの年度をとってございます。上から順にご説明させていただきます。

最初、組織機構でございますけれども、組織機構につきましては、5つの内容に区分してございます。総合支所機能の基本的な考え方、一番上でございますけれども、これは地域振興機能、それと住民サービス機能を担う機関として、地方自治法の155条に基づく支所（総合支所）となっておりますけれども、これを設置すると。

特に従来3つの役場が担ってきました住民の声を行政に反映させる機能、これにつきましては、ただいま審議いただきました地域協議会、これと総合支所が連携しながら、多様な反映システムを構築して対応していくということでございます。

本庁には、総合支所と連携しながら、地域要望を把握しながら、課題対応に当たる組織として、企画調整課内に新たに地域振興室を新設する。なお、当然のことでございますけれども、組織体制、配置事務等につきましては、効率的、効果的な行政運営が図られるよう随時見直しをするというものでございます。

続きまして、総合支所組織体制でございます。そのうちの市長部局でございますけれども、基本的な考え方としては4課2係、4課を配置して、各課に2係を置くというものでございます。あくまでもここに書いてあります地域振興課から産業振興課、4つの課の名称がございまして、右側の考え方の欄に書いてありますように、この名称につきましては、各町の意向を踏まえて、わかりやすい名称とするということでございます。この名称につきましては仮置きということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、3つ目の行政委員会等の出先機関でございますけれども、この中で行政機関と申しますのは、教育委員会、農業委員会、水道局でございます。括弧書きにありますとおり、議会と監査事務局については設置しないということでございます。最初の3つの行政委員会につきましては、分室を設けまして、総合支所との併任により対応していくということでございます。

この関係では、右側の方に考え方に書いてございましたが、特に教育委員会事務局の出先機関として、教育振興課とする方法の意見もございましたけれども、教育委員会につきましては、教育委員会事務局に直接所属する部分が多いということから、総合支所との併任を妥当とした

わけでございます。

続きまして、保育園等の各施設でございますけれども、これらにつきましては、本庁に直接所属する機関とするということで、ただし総合支所には窓口対応を置くということでございます。

5番目の出納機能でございますが、審査出納機能につきましては本庁会計課の対応、総合支所へは歳入受け入れ機能を配置すると。なお、現金で支給せざるを得ないものもございまして、この場合は、会計課経由で総合支所で支給するというところでございます。

続きまして、それぞれの配置事務でございますが、最初、支所に配置する業務でございます。平成17年度経過期間につきましては、原則として、内部事務部門、システム統合により本庁に統合されるものを除き、旧役場で実施していたすべての業務を行うという考え方でございます。その後、18年度、段階的移行期間を経て、平成20年度の成熟期には、ここに書いてあります6つの業務を行うということでございます。

それから、配置事務の2番目でございますけれども、合併時もしくは各年度当初に本庁で行う業務ということで、最初の17年度につきましては、内部事務部門、それから行政委員会部門に関する事務で統合消滅する事務、2つ目としましては、システム統合等により本庁に統合される事務、大きく分けましてこの2つの事務については、11月1日時点で本庁に移行するというところでございます。それから、18年度以降につきましては、総合支所から落ちてくる業務について段階的に本庁で引き受けていくということでございます。

最後の予算につきましては、平成17年度合併当初につきましては、事業の持続性を踏まえて、事業予算ともに総合支所での対応としていくということでございます。18年度以降につきましては、予算に関する事務については原則本庁対応、ただし地域振興に関する予算、ソフト事業になりますけれども、これにつきましては総合支所で直接財政担当部門へ要求して、執行も行うという考え方でございます。

なお、予算項目につきまして、地域振興に係る目、これを新たに新設しまして対応していくという考え方でございます。

以上、ご協議のほどよろしくお願いたします。

委員長（佐藤忠智） ただいま報告がございました。質問を受けたいと思いますが、ご質問の方はございませんでしょうか。

小林委員。

委員（小林隆逸） 今、説明いただいた内容で、事務方の対応してきた状況というもの、また

過去のこの委員会の審議の経過というものを踏まえながら、なお今のこの状況の中で一本化になっていないという状況に理解できるんでありますけれども、原案のたたき台の作成の考え方として、当然のことながら、やはり大きな10万都市の酒田市のありようというのは、基本になるというか、避けがたい、あるいはその考え方が全体を透徹していくということについては、ある整合性があるんだろうとっております。

しかし、今、説明の範囲では、なお一本化できないという状況について、1対3なのか、1市3町なのか、あるいはもっと違う構図なのか、その辺の状況判断がわからないわけでありませぬ。できればその辺のことをもう少し具体的に、これは今ご案内のようにぎりぎりの、先ほど委員長はもう4カ月、120日あるというふうな期間ではありますけれども、行政のこういった何十年に1回という合併という問題から見れば、既にカウントダウンだと、期間はないんだと私は思っております。

なお、この状況の中で課の数が確定できない。それぞれの主張にそれぞれの論証があるのは当然のことです。この説明書、あるいは説明を受けた範囲では、その辺の事務方の意見の相違を乗り越えられないという問題点が私はあると思っております。いま一つ突っ込んだ説明をしていただければありがたいと思っております。

委員長（佐藤忠智） 先ほどの地域協議会のことについても同じようなことだと思っております。要は3町の考えが全然この説明では見えてこないという部分だと思うんです。先ほどの説明の中で、酒田市での全体を考えた組織機構の検討状況の報告があったわけですね。3町の担当の方が見られているわけですので、3町の担当課長から「実はこういうことが」という部分を委員として聞いておく必要があるのではないかとお思いますので、そのような質問だったと思っております。それで、質問をいたしますので、八幡町、平田町、松山町の順番で、今の進行状況といたしまししょうか、概略お話ししていただいけませんでしょうか。

八幡町総務課長。

八幡町総務課長（三柏憲生） それでは、八幡町の方から申し上げさせていただきます。

ただいま酒田市の総務課長の方からご説明があったたたき台、原案に対して、八幡町としては次のような意見を申し上げさせていただいているところでございます。

まず、1点目といたしまして、この総合支所、名前はともかくといたしましてですが、地方自治法155条に基づく支所といたしましての地域振興機能、住民サービス機能を担う機関ということになりますから、予算は先ほどありましたような地域振興に関するいわゆるソフト事業にとどまるというふうなことではなくて、いろいろ現地から要望が通年でなされるということ

が予想されるわけでございます。

例えば水路が壊れたとか、あるいはすぐ除雪してほしいとか、あるいは道路に穴があいてそこを充てんしてほしいとか、その他いろいろ施設を抱えている中で維持補修関係も出てまいります。そうした場合にその都度その都度本庁に伺って、あるいは予算がない中で、時間をかけざるを得ないのかというふうなことなどを思いますと、非常に弊害が出てくるのではないかとというふうなことが考えられるわけであります。

したがいまして、予算的にソフトだけではなくて、ハードも一定の額、それも支所として、支所長が部長クラスというふうなことも今想定されているわけでありますが、部長クラスとして最終的に決定されるのであれば、それなりの決裁権限を持った、あるいは決裁権のある予算というふうなことなども考えていただけないかというふうな話をまず申し上げさせていただきました。

それから、2点目でございますが、経過期間、段階的移行期間、成熟期間ということで、効率的な体制というのは当然求められますし、時代の変遷に伴って変わっていくことは、それは是としていくところではありますが、やはり何と申しまして、合併時において準備期間というのは当然出てくるかと思えます。それを十分説明して、またご理解いただけるような、そういう体制というのは当初の段階ではぜひとも必要だということでの職員配置。したがいまして、本庁で事業、あるいは事務を行うこととなります内部事務、管理事務を除いては、まず支所の方に職員配置をしていただくようお願いしたいというふうなこと。

それから、続きまして3点目ではありますが、総合支所と本庁との連携、それから調整をするための地域振興室という話がありました。この地域振興室については、企画調整課内に置かれて、しかも1係というふうな、そういう役割を果たすというふうになっているところなんですけれども、そのことにつきましては、私どもは課レベルに上げていただけないかと。なかなか支所から本庁に1係、地域振興室という名前であれ、通りにくくなるという心配がございますので、一定の権限を与えて、それを風通しのいい地域振興室にさせていただければ、まだその考え方もできるかと思えますが、現段階における説明ですと、なかなか段階を経なければならぬ。結構踏んでからでないかと、なかなか支所の要望が通りにくいのではないかとという心配がされるところでございますので、その辺のことについて要望を申し上げさせていただいているところでございます。

その他いろいろございますが、平田町、松山町もございまして、一通り終わってから、他の2町で申し上げられなかったことで、私ども要望していることがあれば、時間をいただいて、

再度させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（佐藤忠智） 平田町総務課長。

平田町総務課長（佐藤富雄） 今、八幡町さんから話がありましたものと若干ダブるところも
ございますけれども、現時点の町の考え方についてご説明させていただきたいと思います。

まず、総合支所ということで、総務、財政、企画等の管理部門と議会、監査等事務局を除く
ほとんどの行政機能が支所に存在するという、そういう想定をいたしているところでございま
す。そういうことから、3点ほどまず最初に申し上げたいと思います。

1つは、町民の視点に立った支所機能ということでございます。本庁に行かなくても、町民
から出された意見、要望については、支所で町民対応が完結できる機能、権限を持つというこ
とが第1点でございます。

第2点でございますけれども、町民に不安を与えない支所ということで、一気に職員がいな
くなりますと、どうしても顔見知りの職員がいなくなるというようなことになると、なか
なか町民の方々が相談ができにくいということで、一気に職員を動かすことについては、やは
り一定の配慮をすべきではないかということです。

それから、3点目につきましては、組織は常に見直すということについては反対するもので
はございませんけれども、やはり町民の理解をいただきながら、随時支所機能を減らすという
ことで配慮すべきではないかということで、この3点をまずは考えているところでございます。

それでは、具体的にどうかということになりますけれども、支所の組織体制については4課
を基本とするということでございますけれども、この中に地域振興課があります。現在の平田
町の行政組織からいって、この地域振興課で担当する部分については、総務課、企画課、税務
町民課、出納室、現在行っているこの3課1室、それから教育委員会がこの中に入るとい
うようなことで、相当の事務量になるというようなことで、やはり1課では対応し切れないだ
ろうということでございます。

それから、この中に教育委員会関係の事務が入ってくるということになりますと、本町の場合
は他の2町と違いまして、10公民館制度を昭和38年から取り入れまして、教育、文化、スポ
ーツ振興のみならず、公民館を中心にして、まちづくり、地域づくり活動、こういう経過がご
ざいます。そういうことから非常に町民の方々の生活と密着しているということからしますと、
やはりこれが町の一つの特色でありますので、それらを新市になっても維持、発展させながら、
新市でも進めていくという観点からしますと、地域振興課から教育振興課ということで、もう

1課ふやしていただきたいということがあります。

そのような状況になっているところでございますし、それから各課に2係ということでございますけれども、2係に余りこだわらない方がいいのではないかとということでございます。特に安全安心のまちづくりは大変重要な施策であるわけでございますので、やはり消防担当とか、消防防災を担当する係がどこの課に所属しているのかというふうなことを町民に見えるような形で係の配置をすべきだというふうなことから、余り2係にこだわりますと、町民から不満が出てくることも想定されますので、まずは町民に見えるような形で係の配置、名称等も考えていただきたいということでの内容となっているところでございます。

現時点では以上です。

委員長（佐藤忠智） 続きまして、松山町の総務課長。

松山町総務企画課長（平向與志雄） ここに記載されている内容について、現在までの検討状況について申し上げますけれども、なお事務方というよりは、これにつきましては助役会議、首長会議でも論議になっているということでございます。

まず、第1点、組織機構の中で、先ほど言ったように行政委員会の併任の関係でございます。やはり特にこの中では教育委員会の事務事業が支所の中に地域としてのいわゆるイベントなり、学習なり、これが残ると想定した場合、やはり市長部局との併任は大変つらいものがあると。土日の対応、夜間の対応といろいろございますので、そういったことを踏まえると、ちょっと業務的に課としてひとくりにするのはちょっと重いのではないかとということから、本町としても、できれば教育委員会関係については、直接的な組織体系を構築できないかという考え方を持っているところでございます。これが第1点目です。

それから、もう1点は、予算要求の考え方ですけれども、ここに記載されておりますけれども、基本的に私たちの受けとめ方は、予算要求についても支所も当然絡むということでございます。そういう意識の中で執行について、それぞれ支所は支所なりの対応があるだろうと。全く支所を無視して、予算要求はならないということです。ただ、ここに記載されているのは、ソフト事業については直接的な対応をしましょうということの理解でありますので、それに伴って、今後これに伴う課長の権限、それから職員の配置について、第2段で詰めていかなければならないものだという判断をしています。

以上でございます。

委員長（佐藤忠智） 今、一通りご説明、報告を受けましたけれども、ほかに何か説明漏れとかあるというようなことがございましたら。

ただいまの報告を受けまして、皆様方からご質問、何かございませんでしょうか。

小林委員。

委員（小林隆逸） 酒田市の考え方というのは、基本的に4つの課、そして2つの係ということが多分強く主張され、主導されただろうと思います。ただいま各3町の方々の考え方、それぞれお聞きしたわけでありますけれども、松山町は、課の問題ではなお4課ということについては不安がある。平田町については、具体的に教育の視点という立場から、その課の存続が住民の要望にかなうものであるということ強く言われたように思っております。

私は実は合併の本旨からすれば、なるべく本庁に簡素に集中していただきたいという考え方です。これはだれも等しく私以外、事務方の責任のある方々もそのように考えて、合併に踏み切ったものと。そうでなければ意味がないわけであります。

しかし、今までいろいろこの委員会、あるいは各委員会で協議、決定してきた事項、その内容、総覧しますと、拙速を避けるといいますか、無理をしないといいますか、住民の心情に配慮を厚くするというところに力点が置かれていたというふうに私は思っております。それゆえに、合併までは激変を避ける、緩和措置をとる、あるいは何年間か期間を置いて改革する、改善する。ここのところの手法でこの委員会、あるいは全体の協議会の結論が出ていたというふうに思います。

今ここで1市3町の考え方が若干のニュアンスは違うわけでありますけれども、酒田市の考え方ということに要約したいという考えの理念、本質を私は理解できるんでありますけれども、今までの委員会の経過、これからどうするかということを考えれば、速やかに選挙があるわけであります。11月半ばには選挙があります。その間、4年間という新しく選良された決定権を持つ議員が誕生します。こういった課を以後どうするかということについて、今ここで1対3、例えばこれは私の認識、間違いがあるかもしれませんが、1対3、人口の数の問題はともかくといたしまして、1対3で4課2係体制、何とかならないかということで苦労しているようであります。

とすれば、今の時点でそれを強く推し進めるということについては、私は問題があると思います。やはり新しく選良された議員は、その期間の中でこのことがそのままよいとは思っていないはずであります。ただ、ある種の住民に対する説得をする時間なり、整合ある考えを伝える、そういう時間、あるいはそういう勉強、そういうものを求めているんだろう、あるいは求められるんであろうと、こう思います。そういう意味からしますと、2対2ではなくて、1対3だとすれば、このことについて再考があってしかるべきではないかというふうに私は思い

ます。これは意見であります。

委員長（佐藤忠智） ありがとうございます。

大変重要な問題で、当然ここでまとめ切れるものではないかと思えます。委員の皆さんから一言ずつご意見をいただきたい。12時には終わらせたいと思えますので、全員からご意見をいただいでいきたいと思えます。

では、佐藤委員の方から。

委員（佐藤 弘） 今、3町の方から意見がありましたけれども、要望というか、地域のいろいろなことを考えれば、そういう話になると思うんです。それでも、合併をやるということを前提に考えないと、ただ町だとか、町民だとかと言っちゃうと、合併のねらいというか、行政組織のスリム化、あるいは職員数の適正化というものが大きな柱になって、財政的に負担を減らすという大きなねらいがあると思うんです。

ですから、今言われたことは十二分に私も理解できるんですけども、この状態ではなかなか組織がまとまらないというふうに思えます。私どもに前に提起されました本所の機能、あるいは支所の機能ということでお話があったときに4課体制と、そういうことであった、あるいは定員削減の問題があった、それが遊佐が入ったときにいろいろな流れがあったからという、私はそういう考え方です。

ですから、町と酒田市ということではないと思うんですけども、酒田市は合併後の体制をこういう形に見せながら頑張りたいということだと思えます。酒田市の案だとか何とかということではないと思うんです。ですから、やはりこの体系を考えるなら、1市3町全員で考えている一つの組織だと思えます。町がこういうものが必要だ、あるいは住民、町民のためにこういう組織だということであるのであれば、なかなかそれはまとまらない。

私方も特別委員会で議論していますけれども、職員が10年間で100人減らすと。それで、財政的な考え方で合併を進めていこうと。組織図ができ上がった段階で、そこに職員の配置をすることです。それで、職員の配置が決まって、そこでやる仕事量になるわけです。当然現の職員の中では若干オーバーするものがあるという思いをいたしています。

ですから、今までの体制は、役場にはほとんどここ一、二年は残るんだと思うんです、いろいろやはり配慮してやっていくから。ただし、19年、段階的移行のころから成熟期に来たときの組織体制を今からしっかり固めておくと、合併前に組織図を完全に構築しておく。そして、適正職員の配置の関係も、人数も一定のものを出すという形を示さないと、後でいろいろなことで議論しようなんて言っても、なかなか難しい面が出てくるのかなと思うんです。

基本的なことは、最後は合併、5年後の体制は職員の張りつけはこういう格好ですよということをご示していただきたいと思うんです。そのために今議論しているんだと思うんですけれども、今の話を聞くと、町とのやりとりがかなり事務方としてはまとめるまで時間がかかってきているという内容が見えました。ですから、私どもとしては、やはり適正配置をしていて、それに当分の間は役場というか、総合支所になるわけですけれども、そこに7割ぐらいは職員は残ると思うんです、当初、3ヵ年位は。だから、いろいろな対応ができるし、全部を本庁機能だとか何とかとお互いにやると、なかなか前に調整が進まない。

要するに1市3町で新しいまちづくりをするんだという意識がないと、平田町だとか、八幡町だとか、松山町だとかという問題ではないと。そういう判断をしないと、なかなかまとまっていけないと。今お話を聞いていて、そんな思いをしています。

委員長（佐藤忠智） ありがとうございます。

続きまして、長谷川委員。

委員（長谷川 裕） 私はこの資料を出されたのがちょっと早過ぎたのではないかという感じがします。今、3町の各総務課長さんのお話を聞きますと、まだまだ内部的に醸し出すものができていないと。話し合いが不十分な段階で、たたき台という形で出てきましたけれども、到底我々はそれに対してどうのこうのと言うような段階に来ていないのではないかと。やはり期間は少ないわけですけれども、本当に各町、市、話し合いまして、いわゆる変則でもある程度いいと思うんです、現状まずある一定の期間は。

それで、この前も4課体制をとるという話をしていましたけれども、必ずしも4課というふうに言っていないし、なおかつ1課ぐらいの追加、余裕というものはあったわけですので、その辺やはり現状に合致するような形での、全体としては4課でもいいわけですけれども、その派生する部分というのももう少し煮詰めて、それで小委員会で検討できるようなしっかりした土台が固まった上での資料というのを提供してもらわないと、我々は検討できないような感じがします。

委員長（佐藤忠智） 松山の齊藤委員。

委員（齊藤康広） 私も基本的な4項目、一番最初から今まで協議してきたわけですけれども、この一つですよね。支所をどうするのか、分所をどこに置くのかとか、名称をどうするのかとか、基本的な4項目の中の一つだと思います。今までいろいろな議論をしてきた中で、支所機能、または分所機能をどうするかというふうな、やはりこれは最後まで残ったなというような感じがします。それぞれのお話を聞いておりますけれども、やはりその町その町の事情という

ものがあって、今まで来たんだなという感じがしました。

私も当初から言っておりましたけれども、余り酒田市が大きい声を出し過ぎると、やはりちょっとまずいというふうなお話もしてきたことがあります。私は何も今さらそういうものを言いたくないんですけれども、その町その町の事情というものがずっと大きかったわけですから、ある程度どの町でも町民の方々の説明会を開いたり、いろいろな意見を聞いて集約して、そして会長やら、または町長、市長方、または助役方がいろいろな協議をしながら来たんだというふうに思います。

一番最後の問題にひっかかったなという感じがしますけれども、私はやはりその町その町の合併というものは、これは本所機能、でないとは合併したばんでならないというようなお話がありますけれども、当面の間というものは、地域の意向というものを十分反映してもらわないと、この合併協議そのものも破綻する原因であったと思います。そういうことも考えた場合、私はもう少し協議していただいて、もう時間もないわけですが、その町、その市の考え方は十分わかりますけれども、もう少し検討を重ねて、そしてやってもらいたいという今の私の心境です。

委員長（佐藤忠智） 阿部委員。

委員（阿部清幸） 私はこの会議の中で申し上げた記憶があるんですが、まず最初に合併というものは何のためにやるんだと、基本的に。さっき佐藤委員さんもおっしゃったとおりで、合併する目標というのがあったと思います。そして、前に申し上げたことは、本所機能が今の段階で、酒田市の市役所というのは私どももちょこちょこ行ってみて、大変狭くて、あそこに合併する機能を持つということは不可能だと、私はそう見ています。それで、今すぐにはできないわけなんです、やはり1市3町の利便性から考えたところに本所というものを考えていかなければならないのではないかと、こう思います。

それで、私どもも酒田市に合併したのが昭和29年ですが、当時は支所長を置いて、いろいろな業務も置いていたんですが、今は非常に連絡、あるいは報告、車、当時は車も酒田市にお医者さんとか、何台しかなかった、29年ころは。今はどんどんと車もあるし、それから連絡機能も電気の機能、パソコン等、いろいろな発達した機能があるので、そういったことを使えば、今おっしゃられたことは、29年当時、各町村非常に心配したことが今はほとんど、公民館には市の職員1人で、あとは全部地元の方々がやっているということで、行政のサイドにもいろいろな地域のコミュニティ振興会等通して、意見を申し上げたりやっているわけなので、当時は、今お話のように大変心配したことは、全く今と同じようなことです。

ただ、やはり将来を展望してやろうとしたからには、一体性を持って、新しい町をみんながいい町にしていくんだという、こういうあれがなくて、ただ住民があれも不便になる、これもだめだというような考えでは、これは合併の意味がないのではなからうかと、こんなふうに思います。

以上です。

委員長（佐藤忠智） 続きまして、安藤委員の方からお願いします。

委員（安藤順子） 私は意見としては長谷川委員さんとほとんど同じなんですけれども、阿部さんもおっしゃられましたけれども、私も合併当時のさまざまなことを聞いたことがありました。50年たって、今はもうスムーズにしているということですけども、町民にとっては、今、4課2係ということで見えていたんですが、やりにくい部分があって戸惑うということが多々あるように思います。

ですから、合併して困ることがあるのであれば、何のための合併かということになるかどうかと思いますので、合併するといいことがあるよというふうに教えられてもいるようですので、町民が困らないような、そんな体制でいていただきたいと。4課2係ということにこだわらないで、少しは幅を持たせてもらって、地域性があって、その町町で違うわけですので、その辺幅を持たせていただければ、大変町民にもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

委員長（佐藤忠智） では、山中委員。

委員（山中 俊） 私は初めてなものですから、今までの計画は細部承知しておりませんので、あるいは戻る発言もあるかもしれませんが、今までの特にきょうの議題になっております組織の関係につきましては、私はあえて4課というものにこだわる必要はないのではないかとこのように個人的には思います。つまりは合併そのものは、現在地域内で生活している住民の方々が合併によって不利益をこうむるようなことは、これはある程度容認される場合とされないものがあると思うんです。

そういった場合、時間をかけて、合併の趣旨に沿うような方向づけを持って、住民に接していかなければならないと思いますし、さればとって、4課に統合して、職員の配置が何名になるかわかりませんが、先ほど話が出ました土日等の行事等を一体だれが受け持つのかというようなこと等々を考えますと、どうも課にこだわり過ぎて、職員の配置がうまくいかなくなって、過重な仕事を支所の方に押しつけるという言葉が合っているのかどうかかわかりませんが、過重な仕事をしていかなければならないような感じもするんです。

そんな意味で拙速を避けて、あえて4課でも結構ですから、適当な人員の配置をやって、従来と同じような意識で、当分の間住民の方々が生活され得るような環境をまず維持するのが本当ではないだろうかというふうに、きょう初めてこの会に来まして感じました。大変不調法なことを申し上げることもあったと思うんですが、そんなふうに思いました。よろしく願いいたしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） 齋藤緑委員、お願いします。

委員（齋藤 緑） 今、各町のご説明を受けて、実はびっくりしております。何か一体感が感じられないと先ほどの発言にもありましたように、新しい町をどうやってつくっていかうかというよりは、またもとに戻そうという力を感じました。ここに書いてあるように、すべての業務を行うと。これが11、12、1、2、3で5カ月間ということで、その間にももちろん精査していくというか、新しいシステムをどうするのかということはここで検討していくのだと思いますし、それに新しい町ができて、選挙があって、新しい議員さん方、市長さんのもとで、新市についてまた討議をしていくと思うんですけれども、その中でまた先ほども出ましたような総合計画とか、それからさまざまな計画というのが審議会等でまた議論されていくと思います。

同時にそこに当然行政改革というか、行革委員会というのは当然そこに設置されると思います。その中で新しい町をどのようにしていくか、財政的に破綻しないように、しかも夢のある町をどのようにつくっていくのかをみんなで議論していくと思います。ですから、そのところで余りもとに戻そうという力を加えるのではなくて、前に進もうという力をたくわえて、みんなで前に進んでいくためにはどうしたらいいかということを考えたらいいのかなと、これは皆さんそう思っていると思います。

それで、感情的なというか、情緒的な行き違いというのが一番怖いので、そこら辺をどのようにしていくかということも当然ありますけれども、本当に新しいシステム、私たちのような小さな団体であっても、新しいシステムを導入していくときには、当然そこで混乱があるものです。これは混乱を避けられないんです。ですから、この避けられない混乱をどのように、先ほどから出ているように住民に不利益なくということはありません。不利益なくということは絶対あり得ないと思います。何らかの不利益もあるし、利益もあるしということで、混乱の中で新しい価値を見出して、システムをつくっていくんだと思いますので、現状のままでいけば、何も変わらないのではないかと。それでは本当に何もならないので、もっと真剣にと言ったら失礼なんですけれども、話し合いを持っていただければと思います。

委員長（佐藤忠智） それでは、小松委員の方からお願いします。

委員（小松隆二） 大筋は齋藤委員と同じですけれども、きょうの2つのこの問題、つながっていると思いますが、地域協議会等になりますと、まだわかるんですけれども、正直言って、組織機構になると、本当にどれがベストなのかベターなのか、我々はよくわからないんです。専門家に任せる以外にないと思うんです。恐らく一般の市民、住民の方もこういうことになる、説明を受けても何もわからないのではないかと。

そこで、ぜひお願いしたいのは、やはり目的をしっかり忘れないで持ち続けること。夢のあるよりよい暮らし、よりよい町、よりよい環境をつくるんだということ。そして、あくまでも市民本位、住民本位でやるということ。議論も住民、市民とずれた議論をしていてもしようがない。そういうことで、このプロセスは大変難しいと思いますけれども、地域住民の合意、納得を得ながら、ぜひやっていただきたい。1市3町ともあきらめないで辛抱強くやる以外にないということです。

必ずそういう市民、住民が喜ぶような新しい町になるんだと。目的を忘れないでやっていただければ、必ずどこかで合意点が得られると。ぜひあきらめないで辛抱強く、もう動き出しているわけですから、後に戻らないで、ただしやはり地域や住民の可能な限り納得を得ながら、市民本位でやっていっていただければ、必ず目的は達成できると思っております。

委員長（佐藤忠智） 全委員からいろいろなご意見がございました。行政を行っている専門家の皆さんは、この行財政システム小委員会の意見を十分取り入れていただきたいものだと思います。当然最終報告という形ではないわけですので、今後の日程について、事務局としてはどのようにして考えておりますか。

局長。

事務局長（大滝太一） 日程につきましては、ほかの事項もあるので、7月中にすべて調整を終えなければならないという全体日程を持っております。その中でこの組織機構についても、7月中には詰めまして、この委員会にはできればお盆前に報告したいなというようなことで現状では考えております。

委員長（佐藤忠智） いろいろなまだまだご意見があろうかと思っておりますけれども、ねばり強く、辛抱強くということが一番大事なことはないかなと私は思います。もう一度報告の機会があるということです。本日出された意見は十分参考にされると思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。きょうのところはこれで閉じたいと思っております。

委員（山中 俊） 委員長。

私は反論するのではないんですが、あるいは不穏当な言葉として聞き取られたのかなという

ふうには思いましたので、私は合併について前に戻そうという気持ちは全然ないので、そういうふうにお聞き取りいただいたのであれば、これは私の不徳のいたすところで、そういう気持ちはさらさらないので、そういう単純な気持ちで言ったわけではございませんので、要は我慢すべきところは我慢をし、そして合併の本旨にのっとって突き進んでいこうという気持ちは変わらないので、ひとつ誤解のないように、訂正なり何なり私はしたいと、かように思います。

委員（齊藤康広） 私もちよっと言い過ぎたことはあったかもしれませんが、その辺は今、山中さんが言うとおり、何ももとに戻そうとか、合併が反対とか、そういうものは一切考えておりません。ただ、本当にいい町を、いい市をつくりたいという気持ちです。町民のために一生懸命頑張るという気持ちでやっていますので、それをお間違いのないようお願いしたいと思います。

委員長（佐藤忠智） ただいま山中委員、齊藤委員から訂正というか、誤解のないようにということがございましたけれども、だれも誤解している方は私はいらっしやらないのではないかなと思います。

その他

委員長（佐藤忠智） それでは、（２）その他でございますが、何かございますか。

事務局長（大滝太一） 事務局はございません。

委員長（佐藤忠智） なければ、この辺で終了したいと思います。

大変どうもありがとうございました。

閉会 午後１２時０７分